

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 新旧対照条文 (抄)

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号) (第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置</p> <p>第一節 業務の範囲(第一条)</p> <p>第二節 事業の許可等</p> <p>第一款 一般労働者派遣事業(第一条の二―第十条)</p> <p>第二款 特定労働者派遣事業(第十一条―第十六条)</p> <p>第三款 補則(第十七条―第二十条)</p> <p>第二章 派遣労働者の保護等に関する措置</p> <p>第一節 労働者派遣契約(第二十一条―第二十四条の二)</p> <p>第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等(第二十五条―第三十二条)</p> <p>第三節 派遣先の講ずべき措置等(第三十三条―第三十八条)</p> <p>第四節 労働基準法等の適用に関する特例等(第三十九条―第四十六条)</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置</p> <p>第一節 業務の範囲(第一条)</p> <p>第二節 事業の許可等</p> <p>第一款 一般労働者派遣事業(第一条の二―第十条)</p> <p>第二款 特定労働者派遣事業(第十一条―第十六条)</p> <p>第三款 補則(第十七条―第二十条)</p> <p>第二章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置</p> <p>第一節 労働者派遣契約(第二十一条―第二十四条の二)</p> <p>第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等(第二十五条―第三十二条)</p> <p>第三節 派遣先の講ずべき措置等(第三十三条―第三十八条)</p> <p>第四節 労働基準法等の適用に関する特例等(第三十九条―第四十六条)</p>

第三章 雑則（第四十七条―第五十五条）

附則

（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一・二 （略）

2 （略）

（許可の申請手続）

第一条の二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項の申請書は、一般労働者派遣事業許可申請書（様式第一号）のとおりとする。

2 3 4 （略）

（関係派遣先への派遣割合の報告）

第十七条の二 法第二十三条第三項の規定による報告は、毎事業年度経過後三月が経過する日までに、当該事業年度に係る関係派遣先派遣割合報告書（様式第十二号の二）を厚生労働大臣に提出することにより行わなければならない。

第三章 雑則（第四十七条―第五十五条）

附則

（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一・二 （略）

2 （略）

（許可の申請手続）

第一条の二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項の申請書は、一般労働者派遣事業許可申請書（様式第一号）のとおりとする。

2 3 4 （略）

（新設）

(海外派遣の届出)

第十八条 派遣元事業主は、法第二十三条第四項の規定による海外派遣（以下単に「海外派遣」という。）をしようとするときは、海外派遣届出書（様式第十三号）に第二十三条の規定による書面の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(情報提供の方法等)

第十八条の二 法第二十三条第五項の規定による情報の提供は、事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

2 法第二十三条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した割合は、前事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所（以下この項において「一の事業所」という。）ごとの当該事業に係る労働者派遣に関する料金の額の平均額（当該事業年度における派遣労働者一人一日当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額をいう。以下この条において同じ。）から派遣労働者の賃金の額の平均額（当該事業年度における派遣労働者一人一日当たりの賃金の額の平均額をいう。次項において同じ。）を控除した額を労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、一の事業所が当該派遣元事業主の労働者派遣事業を行う他の事業

(海外派遣の届出)

第十八条 派遣元事業主は、法第二十三条第三項の規定による海外派遣（以下単に「海外派遣」という。）をしようとするときは、海外派遣届出書（様式第十三号）に第二十三条の規定による書面の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(新設)

所と一体的な経営を行っている場合には、その範囲内において同様の方法により当該割合を算定することを妨げない。

3 法第二十三条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 労働者派遣に関する料金の額の平均額
- 二 派遣労働者の賃金の額の平均額
- 三 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

(法第二十三条の二の厚生労働省令で定める者等)

第十八条の三 法第二十三条の二の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 派遣元事業主を連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この号において同じ。）とする者及び当該者の連結子会社

二 派遣元事業主の親会社等又は派遣元事業主の親会社等の子会社等（前号に掲げる者を除く。）

2 前項第二号の派遣元事業主の親会社等は、次に掲げる者とする。

- 一 派遣元事業主（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
- 二 派遣元事業主（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。次項におい

(新設)

て同じ。)である場合に限る。)の資本金の過半数を出資している者

三 派遣元事業主の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

3 第一項第二号の派遣元事業主の親会社等の子会社等は、次に掲げる者とする。

一 派遣元事業主の親会社等が議決権の過半数を所有している者(株式会社である場合に限る。)

二 派遣元事業主の親会社等が資本金の過半数を出資している者(持分会社である場合に限る。)

三 事業の方針の決定に関する派遣元事業主の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

4 法第二十三条の二の厚生労働省令で定めるところにより算定した割合は、一の事業年度における派遣元事業主が雇用する派遣労働者(六十歳以上の定年に達したことにより退職した者であつて当該派遣元事業主に雇用されているものを除く。)の関係派遣先(同条に規定する関係派遣先をいう。)に係る同条に規定する派遣就業(以下単に「派遣就業」という。)に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の全ての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

## 第二章 派遣労働者の保護等に関する措置

## 第二章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

(労働者派遣契約における定めの方法等)

第二十一条 (略)

2 法第二十六条第一項第一号の業務の内容に令第五条の業務が含まれるときは、当該業務が該当する令第四条第一項各号に掲げる業務又は令第五条各号に掲げる業務の条番号及び号番号を付するものとする。

3・4 (略)

(法第二十六条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項)

第二十二条 法第二十六条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 労働者派遣の役務の提供を受ける者が法第二十六条第一項第四号に掲げる派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができ、又は同項第五号に掲げる派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合における当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数

三 派遣元事業主が、法第三十条の二第一項に規定する派遣先(以下単に「派遣先」という。)である者又は派遣先となろうとする者との間で、これらの者が当該派遣労働者に対し、診療所、給食

(労働者派遣契約における定めの方法等)

第二十一条 (略)

2 法第二十六条第一項第一号の業務の内容に令第四条各号に掲げる業務が含まれるときは、当該号番号を付するものとする。

3・4 (略)

(法第二十六条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項)

第二十二条 法第二十六条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 労働者派遣の役務の提供を受ける者が法第二十六条第一項第四号に掲げる派遣就業をする日以外の日に同項第二号に規定する派遣就業(以下単に「派遣就業」という。)をさせることができ、又は同項第五号に掲げる派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合における当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数

三 派遣元事業主が、法第三十一条に規定する派遣先(以下単に「派遣先」という。)である者又は派遣先となろうとする者との間で、これらの者が当該派遣労働者に対し、診療所、給食施設等の

施設等の施設であつて現に当該派遣先である者又は派遣先になろうとする者に雇用される労働者が通常利用しているものの利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の派遣労働者の福祉の増進のための便宜を供与する旨の定めをした場合における当該便宜供与の内容及び方法

(法第二十六条第三項第三号の厚生労働省令で定める措置)

第二十四条 法第二十六条第三項第三号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 法第二十六条第五項に規定する法第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日の通知
- 二 法第三十九条の労働者派遣契約に関する措置
- 三 法第四十条第一項の苦情の内容の通知及び当該苦情の処理
- 四 法第四十条の三から第四十条の五までに規定する派遣労働者の雇用に関する事項に関する措置
- 五 法第四十条の六第二項に規定する通知
- 六 疾病、負傷等の場合における療養の実施その他派遣労働者の福祉の増進に係る必要な援助
- 七 前各号に掲げるもののほか、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため必要な措置

(法第三十条の厚生労働省令で定める者)

第二十五条 法第三十条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者

施設であつて現に当該派遣先である者又は派遣先になろうとする者に雇用される労働者が通常利用しているものの利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の派遣労働者の福祉の増進のための便宜を供与する旨の定めをした場合における当該便宜供与の内容及び方法

(法第二十六条第三項第三号の厚生労働省令で定める措置)

第二十四条 法第二十六条第三項第三号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 法第二十六条第五項に規定する法第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日の通知
- 二 法第三十九条の労働者派遣契約に関する措置
- 三 法第四十条第一項の苦情の内容の通知及び当該苦情の処理
- 四 法第四十条の三から第四十条の五までに規定する派遣労働者の雇用に関する事項に関する措置
- 五 疾病、負傷等の場合における療養の実施その他派遣労働者の福祉の増進に係る必要な援助
- 六 前各号に掲げるもののほか、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため必要な措置

(新設)

とする。

- 一 当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である期間を定めて雇用する派遣労働者
- 二 当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者

(待遇に関する事項等の説明)

第二十五条の二 法第三十一条の二の規定による説明は、書面の交付等その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、次項第一号に規定する労働者の賃金の額の見込みに関する事項の説明は、書面の交付等の方法により行わなければならない。

2 法第三十一条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項
- 二 事業運営に関する事項
- 三 労働者派遣に関する制度の概要

(就業条件の明示の方法等)

第二十六条 (略)

(削る)

(新設)

(就業条件の明示の方法等)

第二十五条 (略)

第二十六条 削除



(労働者派遣に関する料金の額の明示の方法等)

第二十六条の二 法第三十四条の二の規定による明示は、第三項の規定による額を書面の交付等の方法により行わなければならない。

2 派遣元事業主が労働者派遣をしようとする場合における次項の規定による額が労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合における法第三十四条の二の規定により明示した額と同一である場合には、同条の規定による明示を要しない。

3 法第三十四条の二の厚生労働省令で定める額は、次のいずれかに掲げる額とする。

一 当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額

二 当該労働者に係る労働者派遣を行う事業所における第十八条の二第二項に規定する労働者派遣に関する料金の額の平均額

(派遣先への通知の方法等)

第二十七条 法第三十五条第一項の規定による通知は、法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容の組合せが一であるときは当該組合せに係る派遣労働者の氏名及び次条第一項各号に掲げる事項を、当該組合せが二以上であるときは当該組合せごとに派遣労働者の氏名及び同条第一項各号に掲げる事項を通知することにより行わなければならない。

2 法第三十五条第一項の規定による通知は、労働者派遣に際し、あらかじめ、同項により通知すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならない。ただし、労働者派遣の実施について緊急の必

(新設)

(派遣先への通知の方法等)

第二十七条 法第三十五条の規定による通知は、法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容の組合せが一であるときは当該組合せに係る派遣労働者の氏名及び次条各号に掲げる事項を、当該組合せが二以上であるときは当該組合せごとに派遣労働者の氏名及び次条各号に掲げる事項を通知することにより行わなければならない。

2 法第三十五条の規定による通知は、労働者派遣に際し、あらかじめ、同条により通知すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならない。ただし、労働者派遣の実施について緊急の必要があ

要があるためあらかじめ書面の交付等ができない場合において、当該通知すべき事項をあらかじめ書面の交付等以外の方法により通知したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合であつて、当該労働者派遣の期間が二週間を超えるとき（法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容の組合せが二以上である場合に限る。）は、当該労働者派遣の開始の後遅滞なく、当該事項に係る書面の交付等をしなければならない。

4 法第三十五条第二項の規定による通知は、書面の交付等により行わなければならない。

5 | (略)

(法第三十五条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項)

第二十七条の二 法第三十五条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、当該労働者派遣に係る派遣労働者に関して、次の各号に掲げる書類がそれぞれ当該各号に掲げる省令により当該書類を届け出るべきこととされている行政機関に提出されていることの有無とする。

一～三 (略)

2 派遣元事業主は、前項の規定により同項各号に掲げる書類が提出されていないことを派遣先に通知するときは、当該書類が提出されていない具体的な理由を付さなければならない。

るためあらかじめ書面の交付等ができない場合において、当該通知すべき事項をあらかじめ書面の交付等以外の方法により通知したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合であつて、当該労働者派遣の期間が二週間を超えるとき（法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容の組合せが二以上である場合に限る。）は、当該労働者派遣の開始の後遅滞なく、当該事項に係る書面の交付等をしなければならない。

4 | (略)

(法第三十五条第二号の厚生労働省令で定める事項)

第二十七条の二 法第三十五条第二号の厚生労働省令で定める事項は、当該労働者派遣に係る派遣労働者に関して、次の各号に掲げる書類がそれぞれ当該各号に掲げる省令により当該書類を届け出ることとされている行政機関に提出されていることの有無とする。

一～三 (略)

2 派遣元事業主は、前項の規定により前項各号に掲げる書類が提出されていないことを派遣先に通知するときは、当該書類が提出されていない具体的な理由を付さなければならない。

(法第三十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項)

第二十八条 法第三十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(令第四条第二項第二号の厚生労働省令で定める者)

第二十八条の二 令第四条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 卒業を予定している者であつて、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第五条第一項に規定する適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることになつていゝるもの
- 二 休学中の者
- 三 前二号に掲げる者に準ずる者

(令第四条第二項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額等)

第二十八条の三 令第四条第二項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額は、次に掲げる額とする。

- 一 日雇労働者の一年分の賃金その他の収入の額
- 二 日雇労働者(主として生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))その他の親族(以下この号において「配偶者等」という。))の収入により生計を維持する者に限る。及び当該日雇労働者と生計を

(法第三十五条第三号の厚生労働省令で定める事項)

第二十八条 法第三十五条第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

一にする配偶者等の一年分の賃金その他の収入の額を合算した額  
2 令第四条第二項第三号の厚生労働省令で定める額は、五百万円とする。

(法第三十七条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項)

第三十一条 法第三十七条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 法第四十条の二第一項第一号の業務について労働者派遣をするときは、第二十一条第二項の規定により付することとされる条番号及び号番号

五〜九 (略)

(法第四十条の六第一項の厚生労働省令で定める者等)

第三十三条の五 法第四十条の六第一項の厚生労働省令で定める者は、六十歳以上の定年に達したことにより退職した者であつて当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に雇用されているものとする。

2 法第四十条の六第二項の規定による通知は、書面の交付等により行わなければならない。

(法第四十二条第一項第七号の厚生労働省令で定める事項)

第三十六条 法第四十二条第一項第七号の厚生労働省令で定める事項

(法第三十七条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項)

第三十一条 法第三十七条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 法第四十条の二第一項第一号の業務について労働者派遣をするときは、第二十一条第二項の規定により付することとされる号番号

五〜九 (略)

(新設)

(法第四十二条第一項第七号の厚生労働省令で定める事項)

第三十六条 法第四十二条第一項第七号の厚生労働省令で定める事項

は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 法第四十条の二第二項第一号の業務について労働者派遣をするときは、第二十一条第二項の規定により付することとされている  
条番号及び号番号

七～十一 (略)

(労働基準法施行規則を適用する場合の読替え)

第三十九条 法第四十四条の規定により同条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）の派遣就業に関する労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の規定の適用については、同令第十九条中「法第三十三条若しくは法第三十六条第一項の規定」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第二項の規定により適用される法第三十三条若しくは法第三十六条第一項の規定」と、同令第二十条中「法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定」とあるのは「労働者派遣法第四十四条第二項の規定により適用される法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定」と、同令第二十四条中「使用者」とあるのは「労働者派遣法第四十四条第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先の事業の法第十条に規定する使用者とみなされる者」とする。

は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 法第四十条の二第二項第一号の業務について労働者派遣をするときは、第二十一条第二項の規定により付することとされている  
号番号

七～十一 (略)

(労働基準法施行規則を適用する場合の読替え)

第三十九条 法第四十四条の規定により同条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）の派遣就業に関する労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の規定の適用については、同令第十九条中「法第三十三条若しくは法第三十六条第一項の規定」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第二項の規定により適用される法第三十三条若しくは法第三十六条第一項の規定」と、同令第二十条中「法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定」とあるのは「労働者派遣法第四十四条第二項の規定により適用される法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定」と、同令第二十四条中「使用者」とあるのは「労働者派遣法第四十四条第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先の事業の法第十条に規定する使用者とみなされる者」とする。

(労働安全衛生規則を適用する場合の読替え等)

第四十一条 法第四十五条の規定により法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）に関し労働安全衛生規則の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第十二条	事業者	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第一項の規定により衛生管理者を選任すべき事業者とみなされる者
(略)	第七條第一項 第六号	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣法施行規則」という。）第四十一条第四項の規定により適用される第七條第一項第六号
(略)	法第十條第一 項各号の業務	労働者派遣法第四十五条第一項に規定する派遣先安全衛生管理業務

2 その事業場に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業の

(労働安全衛生規則を適用する場合の読替え等)

第四十一条 法第四十五条の規定により法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）に関し労働安全衛生規則の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第十二条	事業者	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第一項の規定により衛生管理者を選任すべき事業者とみなされる者
(略)	第七條第一項 第六号	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣法施行規則」という。）第四十一条第四項の規定により適用される第七條第一項第六号
(略)	法第十條第一 項各号の業務	労働者派遣法第四十五条第一項に規定する派遣先安全衛生管理業務

2 その事業場に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業の

ために派遣されている派遣元の事業に関し労働安全衛生規則の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第十二条 事業者	事業者	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。） （第四十四条第三項に規定する派遣元の事業（以下単に「派遣元の事業」という。）を行う者
第十四条第三項	第十四条第一項各号に掲げる事項	労働者派遣法第四十五条第二項に規定する派遣元安全衛生管理業務 第一項各号に掲げる事項（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）に関しては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣法施行規則」という。） （第四十条第二項各号に掲げる事項）

3 前二項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全

ために派遣されている派遣元の事業に関し労働安全衛生規則の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第十二条 事業者	事業者	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。） （第四十四条第三項に規定する派遣元の事業（以下単に「派遣元の事業」という。）を行う者
第十四条第三項	第十四条第一項各号に掲げる事項	労働者派遣法第四十五条第二項に規定する派遣元安全衛生管理業務 第一項各号に掲げる事項（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）に関しては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣法施行規則」という。） （第四十条第二項各号に掲げる事項）

3 前二項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全

衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第六條第二項	事業者	事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五條第三項の規定により安全管理者を選任すべき事業者とみなされる者を含む。）
(略)	(略)	(略)

（ボイラー及び圧力容器安全規則等を適用する場合の読替え）  
 第四十三條 法第四十五條の規定によりボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第二十三條 第一項	安衛則第四十二條 二條	安衛則第四十二條（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣法施行規則」という。）第四十一條第三項の規定により

衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第六條第二項	事業者	事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五條第三項の規定により安全管理者を選任すべき事業者とみなされる者を含む。）
(略)	(略)	(略)

（ボイラー及び圧力容器安全規則等を適用する場合の読替え）  
 第四十三條 法第四十五條の規定によりボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第二十三條 第一項	安衛則第四十二條 二條	安衛則第四十二條（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣法施行規則」という。）第四十一條第三項の



第四十四条 第一項、第 四十八条、 第七十九条 、第八十三 条	事業者	事業者（労働者派遣事業の適正な運 営の確保及び派遣労働者の保護等に 関する法律第四十四条第一項に規定 する派遣先の事業を行う者を含む。 ）	適用される場合を含む。）
(略)	(略)	(略)	

2 法第四十五条の規定により有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則及び高気圧作業安全衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、有機溶剤中毒予防規則第二十九条第二項、鉛中毒予防規則第五十三条第一項、四アルキル鉛中毒予防規則第十二条及び高気圧作業安全衛生規則第三十八条第一項の規定中「雇入れの際」とあるのは「雇入れの際（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始の際）」と読み替えるものとする。

3 法第四十五条の規定により特定化学物質障害予防規則、電離放射線障害防止規則、石綿障害予防規則及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る

第四十四条 第一項、第 四十八条、 第七十九条 、第八十三 条	事業者	事業者（労働者派遣事業の適正な運 営の確保及び派遣労働者の就業条件 の整備等に関する法律第四十四条第 一項に規定する派遣先の事業を行う 者を含む。）	規定により適用される場合を含む。）
(略)	(略)	(略)	

2 法第四十五条の規定により有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則及び高気圧作業安全衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、有機溶剤中毒予防規則第二十九条第二項、鉛中毒予防規則第五十三条第一項、四アルキル鉛中毒予防規則第十二条及び高気圧作業安全衛生規則第三十八条第一項の規定中「雇入れの際」とあるのは「雇入れの際（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始の際）」と読み替えるものとする。

3 法第四十五条の規定により特定化学物質障害予防規則、電離放射線障害防止規則、石綿障害予防規則及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る

電離放射線障害防止規則の規定を適用する場合における同条第十六項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、特定化学物質障害予防規則第三十九条第一項、電離放射線障害防止規則第五十六条第一項、石綿障害予防規則第四十条第一項及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二十条第一項及び第二十五条の九中「雇入れ」とあるのは「雇入れ（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始）」と、電離放射線障害防止規則第六十二条中「事業者及びその使用する労働者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。）及びその使用する労働者（同法第四十五条第三項の規定によりその使用する労働者とみなされる者を含む。）」と、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第六条第二項、第二十一条、第二十五条の五第二項及び第二十五条の九中「離職した後」とあるのは「離職した後（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供を終了した後）」と、同法第二十七条第二項及

電離放射線障害防止規則の規定を適用する場合における同条第十六項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、特定化学物質障害予防規則第三十九条第一項、電離放射線障害防止規則第五十六条第一項、石綿障害予防規則第四十条第一項及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二十条第一項及び第二十五条の九中「雇入れ」とあるのは「雇入れ（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供を終了した後）」と、電離放射線障害防止規則第六十二条中「事業者及びその使用する労働者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。）」及びその使用する労働者（同法第四十五条第三項の規定によりその使用する労働者とみなされる者を含む。）」と、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第六条第二項、第二十一条、第二十五条の五第二項及び第二十五条の九中「離職した後」とあるのは「離職した後（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供を終了した後

び第二十八条第二項中「離職するとき」とあるのは「離職するとき（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供を終了するとき）」と読み替えるものとする。

（じん肺法施行規則を適用する場合の読替え）

第四十五条 法第四十六条（第六項を除く。）の規定によりじん肺法施行規則の規定を適用する場合における同条第十四項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条	使用されている間	使用されている間（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）については、同法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下「派遣先の事業」という。）における同法第二十三条の二に規定する派遣就業のために派遣されている間）

）」と、同令第二十七条第二項及び第二十八条第二項中「離職するとき」とあるのは「離職するとき（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供を終了するとき）」と読み替えるものとする。

（じん肺法施行規則を適用する場合の読替え）

第四十五条 法第四十六条（第六項を除く。）の規定によりじん肺法施行規則の規定を適用する場合における同条第十四項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条	使用されている間	使用されている間（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）については、同法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下「派遣先の事業」という。）における同法第二十六条第一項第二号に規定する派遣就業のために派遣されている間）

(略) (略) (略)

2 (略)

3 令第八条第二項の規定によりじん肺法第十八条第一項の規定が適用される場合における派遣中の労働者又は派遣中の労働者であつた者に係る同項の審査請求に係る同法第十九条第五項の利害関係者は、じん肺法施行規則第二十五条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる審査請求人ごとに、それぞれ各号に掲げる者とする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則を適用する場合の読替え)

第四十六条 法第四十七条の二の規定により同条に規定する労働者派遣の役務の提供を受ける者に関し雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二号)を適用する場合における同令の規定の技術的読替えは、同令第二条の三中「事業主」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の二の規定により派遣労働者を雇用する事業主とみなされる者」と、「女性労働者」とあるのは「女性労働者(労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる女性の派遣労働者を含む。)」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

(略) (略) (略)

2 (略)

3 令第六条第二項の規定によりじん肺法第十八条第一項の規定が適用される場合における派遣中の労働者又は派遣中の労働者であつた者に係る同項の審査請求に係る同法第十九条第五項の利害関係者は、じん肺法施行規則第二十五条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる審査請求人ごとに、それぞれ各号に掲げる者とする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則を適用する場合の読替え)

第四十六条 法第四十七条の二の規定により同条に規定する労働者派遣の役務の提供を受ける者に関し雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二号)を適用する場合における同令の規定の技術的読替えは、同令第二条の三中「事業主」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の二の規定により派遣労働者を雇用する事業主とみなされる者」と、「女性労働者」とあるのは「女性労働者(労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる女性の派遣労働者を含む。)」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第五十五条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 法第四十八条第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による勧告並びに同条第三項の規定による指示

四〇七 (略)

第五十五条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 法第四十八条第一項の規定による指導及び助言並びに同条第二項の規定による勧告

四〇七 (略)